

フランス啓蒙思想とレシチンスキの役割

中山 昭 吉

【要約】 フランス啓蒙思想研究もまた、啓蒙思想自体を先進的西欧から後進的東欧への波及・伝播過程で把握されがちな伝統的構図の確立に多大の役割を演じている。本論は、それにもかかわらず、先駆的啓蒙君主レシチンスキに体现されたポーランド一六世紀的伝統に光を当て、彼と代表的フランス啓蒙思想家との交流を主軸に東西知的交流の場でのフランス啓蒙思想像の再構成を試みた。その結果、啓蒙思想家ヴォルテールの原像をポーランド兄弟団Ⅱツツィーニ派の先駆的フランス拠点構築という点で鮮明にし、そのポーランド一六世紀的伝統の投影を検証できた。また、レシチンスキを先駆的啓蒙君主たらしめた基本的条件はその文筆活動による内外二分ポーランド一六世紀的伝統の接合を体现した点にあるとし、その「ポーランド統治論」を『自由の声』で結実させた彼が、「フランス統治論」をモンテスキュー『法の精神』で充足させることを期した背景をも掘り下げた。従来 of 伝統的な啓蒙思想像には修正されてよい余地があるばかりか、国際関係的視点の必要性をも指摘した。

史林 七〇巻二号 一九八七年三月

はじめに

フォントネルやサン・ピエールなどで形成をみたフランス啓蒙思想は、一八世紀中頃にその黄金期を迎える。モンテスキュー『法の精神』、ルソー『学問芸術論』、ヴォルテール『世界史』刊行はもとより、リュファノン『博物誌』や『百科全書』の継続刊行も着手されたからである。その意味で、モンテスキュー『ペルシア人の手紙』からルソー『社会契約論』刊行までの約半世紀をフランス啓蒙思想の最盛期とみなすことができよう。^①

この時期は、ルイ一五世統治時代と並んでレシチンスキ Stanisław Bogusław Leszczyński (一六七七一—一七六六、ポー

ランド王在位一七〇四—一七〇九、三三—三六、ロレーヌ公在位三七—六〇の後半生にも相当したといえる。^②なぜなら、このポーランド最西端出身の一边境伯は北方戦争時にロシア支持のザクセン王朝アウグスト二世に敗れて第一次王位継承に失敗し、一九一年以降はアルザスで摂政オルレアン公の年金受給者としてフランスに生活の場を確保していただけではない。二四年にはフランス擁立の再王位継承候補となり、翌二五年のルイ一五世とその一人娘マリア Maria Leszczyńska (一七〇三—一六八、フランス王妃在位二五—一六八)との結婚を機にシャンポール城滞在期(二七—二五—三三)を迎え、フランス宮廷との姻戚関係を通じて確固とした地位を確立するにいたっていたからでもある。そののみか、ポーランド継承戦争での再度失脚後はウィーン和約によりロレーヌ公として善政を施すかたわら、終生学芸保護者としてフランスばかりかポーランド啓蒙思想家を保護し、東西知的交流を強力に推進したからでもあった。

本論は、レンチンスキを主題にしたポーランド啓蒙思想研究の一環をなすものでもある。この国の啓蒙思想は、一般的にポトツキ『アルジニニス』W. Potocki, *Argenida* (ワルシャワ、一六九七)などを先駆にレンチンスキの名著『自由を保障する自由の声』*Głos wolny wolność ubezpieczający* (刊行地不明、一七三三、乃至ナンシー、一七四三または四九)^③やガルチンスキ『ポーランド共和国の解剖』S. Garczyński, *Anatomia Rzeczypospolitej Polskiej* (ワルシャワ、一七五一)、それにコナルスキ『議会の効果的運営』St. Konarski, *O subiecnym rad sposobie* (ワルシャワ、一七六〇—六三)などで最盛期を現出したとされるが、それはコウオンタイやスターシツの本格的著作活動をみる一八世紀末にまで持ち越された。これだけでも、フランス啓蒙思想の先駆性や指導性は歴然たる観がある。そうした事実を、必然的に啓蒙思想・運動自体が先進的西欧から後進的東欧への波及・伝播過程で把握・理解されがちな伝統的構図を、より説得力あるものにしていくというまでもない。

それにもかかわらず、本論の主要目的はこうした構図が無条件に容認され続けてよいものかを、敢えて問うことにある。それは、啓蒙思想・運動が本質的には国境を越えたものであり、国際関係的諸契機も否定し難いのではないかという基本

的認識^④による。それはまた、結実した諸成果の思想史優先的な狭義の研究対象に限定されるのではなく、より広義の革命的社會運動として總體的に把握・理解されてよいものではないか、とする問題意識にも依拠している。以上のような立脚点に立ち、以下に本論の具体的な検討課題を列挙してみたい。

まず、先駆的啓蒙君主レシチンスキにも体现されるポーランド啓蒙思想自体は、たんに先進的西欧啓蒙思想の延長線上でのみ把握・理解されてよいものか、という根本的疑念の解明が課題となりうる。その理由は、国内的源流にカジミェシュ大王時代の一四世紀的伝統を粗型にこれを継承・発展させたルネサンスと宗教改革の伝統、つまりポーランド一六世紀的伝統を無視したくないからである。しかも、国外的源流とされるものも実は反宗教改革期一七世紀を通じ、オランダやイギリスに離散を余儀なくされていたソツツイニ派の中核的推進勢力ポーランド兄弟国が結実させたものも無視できないからである^⑤。従って、ヴォルテールを最初に取りあげること、特にイギリスを経由した離散ポーランド一六世紀的伝統のレシチンスキへの接合過程を検証する。

次に、レシチンスキを先駆的啓蒙君主たらしめた基本的条件をめぐり、そうした内外二分ポーランド一六世紀的伝統の主體的接合を体现した点で検討を試みたい。彼自身は、旧制度ポーランド社会と対決した一方、フランス宮廷との姻戚関係からフランス統治にも無関心ではありえない立場にあった。そうした彼が、その行動を通じて家系的伝統に培われたポーランド一六世紀的伝統の正統的継承者となり、他方ではイギリス啓蒙思想の積極的摂取による後半生の文筆活動によってその基本的条件を満たす結果になったのではないか、という点を主題に所期の目的を果たしたい。

最後に、こうしたレシチンスキとモンテスキューとの交流関係をも徹底的に掘り下げたい。その動機は、「ポーランド統治論」を『自由の声』で結実させた彼が、念願にしたはずの「フランス統治論」をないで充足させようとしたのか、という問題に焦点を絞りたいからである。具体的には、両者のほぼ同時刊行の両主著、つまり『自由の声』と『法の精神』の成立事情をめぐり、これらを両者の交流関係の所産とみなせないものかを検討し、さらに後者こそがレシチンスキ念頭

の「フランス統治論」に該当したのではないかを検証することにある。

以上の諸課題を考察する過程で、フランス啓蒙思想確立におけるレンチンスキの役割を再評価する端緒が見出せよう。それと並んで、必然的にポーランド啓蒙思想の独自の形成・確立過程ばかりか、その特質はもとより、その広大な地平線と底深い地下水脈にも触れさせてくれよう。また、西欧至上主義的傾向と国民史的立場が支配的な啓蒙思想研究に一石を投ずることになろうが、その結果より鮮明な啓蒙思想像を一先ず提示することができれば幸いである。

① 「思想の社会史」に焦点を当てた藤原隆『「トローゼー誌」とフランス絶対王政期のジャーナリズム』『西洋史学』一三八、一九八五年七月号、46頁(原書頁)を参照。

② 一八世紀前半以降刊行の伝記類や人物研究の成果は、『*Bibliografia literatury polskiej <Nowy Korbut>* (以下 NK)』略記』I-V, Warszawa, 1963-1972, V, 250-253 に詳しい。伝記刊行は、比較的ドメーン語圏のものが先駆的役割を演じ、ポーランド啓蒙時代の代表的百科辞典『*Zbiór potrzebniejszych wiadomości*』II, Warszawa, 1781 の『*トキニソフ・(ラキチンスキ)*』——ポーランド国王「ロザリス公」のその記載とは好対蹠をなす。ポーランドの研究は、J. N. Ozarowski, *Stanisław Leszczyński i Polska w pierwszej poł. XVIII w.*, I-II, Warszawa, 1858 などの先駆的業績が戦後の代表的成果 Jozef Feldman, *Stanisław Leszczyński*, Wrocław-Kraków, 1946; Jadwiga Lechicka, *Rola dziejowa Stanisława Leszczyńskiego oraz wybór z jego pism*, I-II, Toruń, 1951 に継承された。本格的なものは、西文語圏では、Pierre Boyé, *Stanisław Leszczyński et le troisième traité de Vienne*, Paris, 1898 年代からそのトキニソフの諸業績が貴重。近年、最近刊行の John L. Sutton, *The King's Honor & the King's Cardinal: The War of the Polish Succession, The*

University Press of Kentucky, 1980 のトキニソフアメリカの研究成果も注目されてよいが、啓蒙思想研究に立脚した本格的成果は未だしの観がある。邦語文献では、関口時正「スタニスラス一世の紀伝について」『比較文化雑誌』(東工大)一、一九八二、一〇〇——一〇一頁が先駆をなし、同「スタニスラス一世ポーランド王とロバート及びバーン公国」同上『雑誌』二、一九八四、一——五頁(以下「スタニスラス一世」と略記)とに限られる。なお、前者は研究動向を概観する上で参照されよう。

③ 広く『自由の声』でも知られる本書は、その刊行年が一七三三年と明記されているものの、実際の刊行年には諸説があり、教版が刊行された可能性もある。また、その執筆者は、J. A. Zakuski (1700-1770) 説や、Emanuel Rostrowski, *Legendy i fakty XVIII w.*, Warszawa, 1963, pp. 68-144; NK, V, 246 を参照。なお、レンチンスキの文藝活動は後者 pp. 245-250 に網羅されている。彼以外の人物や業績などは、後者『*Polski Stowarzyszenie Biograficzny*』(以下 PSB) 略記』I-XXVII, Kraków-Wrocław, 1935-1965 に依拠した。

④ J. H. ナムントマン(清水幾太郎訳)『フランス啓蒙思想入門』

白水社、一九八五、二四―二五頁参照。

⑤ これらの諸問題は、すでに拙稿「ポーランド啓蒙思想の源流」『京都産業大学論集』一四―一、一九八四、一―三三頁、同「ポーランド

下兄弟団と形成期西欧啓蒙思想——ロック研究への一視点——」同上『論集』一五一―四、一九八六、四一―七五頁（以下「ポーランド兄弟団」と略記）で提起したところである。

一 ウォルテールとポーランド一六世紀的伝統

一七二二年刊『ペルシア人の手紙』は、「パンのような売行きを示し」モンテスキューはフランス啓蒙思想の光輝ある一頁を飾った観がある。これに反し、当時のウォルテールの貢献は無に等しかった。それにもかかわらず、後者を最初に取りあげる理由を列挙するかたわら、本章での検討課題を以下に指摘したい。

とりわけ重視したい点は、彼とレンチンスキとの交流がルソーを含めたこれらフランス三大啓蒙思想家のなかでも先駆をなしたばかりか、その頻度の高さにある。従来から軽視されがちなこの交流自体、再検討する価値がある。そればかりか、モンテスキューのそれに先行したこの交流こそが華々しいウォルテールの登場を決定づけ、その「アンシャン・レジームに投ぜられた最初の爆弾」と評される『哲学書簡』^①を結実させた、といえないものか。本『書簡』は、啓蒙時代フランスにとっての最初で本格的なソツィエ派の公然たるプロパガンダとみなされてもいるので、彼の先駆的啓蒙思想家としての原像にポーランド一六世紀的伝統を抽出できないものか。つまり、登場期の彼が演じた客観的役割とはソツィエ派の先駆的フランス拠点構築にあり、イギリス啓蒙思想に結実した離散ポーランド一六世紀的伝統のレンチンスキへの中継過程でも説明できないものか、という諸点にはかならない。

そこで、先ず「ポーランド一六世紀的伝統」なる概念を改めて明確にしておく必要がある。ポーランド史上「黄金の世紀」と称されるその一六世紀は、ヤギェウォ王朝末期から選挙王制時代初期にかけて展開した光輝あるルネサンスと宗教改革期に該当し、晩年のエラスムスも、当時のポーランドは「これまでは蛮行で悪名が高かった。だが今や学術・法制・道徳・宗教等、野蛮とは区別できるあらゆる面で隆盛を極めている。その水準は第一級かつ、最も光栄ある国民に相応

するほど」^③と、その役割に期待をかけた世紀でもあった。こうして、詩人コハノフスキ、政治思想家モジェフスキ、天文学者コペルニクスの三大人文主義者を輩出させたこの世紀は、宗教改革の面ではその宗教的寛容を反映してヨーロッパ最大・最強の反三位一体派の拠点をポーランド兄弟団により構築させ、ソツツィーニ派を誕生させた^④。従って、先駆的ポーランド啓蒙思想家にとってもこの一六世紀は誇りに足る銘記すべき世紀にはかならず、その再生を希求したばかりか、継承・発展を期すべき価値のある歴史的世紀であったとみなしうる。

ところで、問題のソツツィーニ派を離散ポーランド一六世紀的伝統の一つとして把握し、その実体をポーランド兄弟団とみなしたい理由を説明する必要もあろう。『哲学書簡』第七信「ソツツィーニ派、またはアリウス派、または反三位一体派について」で知りうるように、ヴォルテル自身も当時のイギリスでユニテリアン派を自称していたこの異端派の概念ばかりか、その歴史的背景にも精通していたとはいえないから、尚更である。

改めてその形成過程を辿るとすれば、一五四二年イタリアでの異端審問再開がその端緒をなす。これを機に、主に北イタリアからスイスへ離散したこれら異端派集団はそこに拠点構築を試みたが、それは五年のカルヴィンによるスペイン人反三位一体派セルヴェトゥス処刑で短命に終わった^⑤。これに反し、スイスで危難を脱出したポーランド出身のゴネシウス P. Gonesius を指導者に本格的教団結成をみたのが六三年、宗教改革期ポーランドにおいてである。当初、「ポーランド・リトワニア兄弟団」を名乗ったこの反三位一体派集団は七三年、同国南部の拠点都市ラクフで最初の本格的ラテン諸版教理問答集を刊行した^⑦。ソツツィーニ F. Sozzini 来住はその後のことである。一七世紀初頭にその全盛期を現出したこの兄弟団は、ドイツ来住のクレル J. Crell などの貢献でラクフ学院と同出版所による国外布教活動さえも特にオランダとイギリス向けに精力的に展開した。前者ではアルミニウス派を通じてグロチウスやベールに、後者では広教主義派を通じてロックやニュートンなどの支持を獲得するにいたり、先進的西欧啓蒙思想の形成・確立過程で「バン種」のごとき役割を演ずる道を開いたといえる^⑧。反宗教改革期一七世紀を通じ、この兄弟団が「チームズ川からドニエプル川にかけて」

展開した布教活動で最高指針となった教義体系こそが、ポーランド語版『ポーランド兄弟団教理問答集』（ラクフ、一六〇五）と、『ラクフ教理問答集』でも広く知られた後続刊行のラテン語、ドイツ語、英語、オランダ語諸版にほかならない。児童向けまで含めて一七世紀に約一〇版を内外で数えたラテン語版は、一六〇九年刊の初版自体がイギリス国王への献呈を目的に翻訳・刊行された経緯があり、その実現をみたが一四年に焚書に付された。それは、ヴォルテルのソツィーニ派への本格的接近による先駆的成果である『アンリヤード』^⑫が、彼により一七二八年にイギリス王妃に献呈された時より一世紀以上も溯りうる。レシチンスキ家出身者も在学したラクフ学院自体は、一六三八年の議会決議で解体が決定され、この兄弟団弾圧が強化されるにいたるが、これに最後まで徹底的抵抗を試みたのがレシチンスキの祖父ボグスワフ Bogusław（一六一一—一五六）であった。^⑬

一七世紀中頃に最終的離散を余儀なくされたこの兄弟団は、オランダを主要拠点にその精力的布教活動をなおも展開した。それは、ラテン語最終版『ポーランド兄弟団教理問答集』*Catechesis Ecclesiarum Polonicarum*（アムステルダム、一六八四）刊行時までこれを数版刊行しただけではなく、英語とオランダ語両版刊行にもとどまらなかった。ソツィーニなどの主要著作を「ユニテリアン派」名を最初に冠した『ポーランド兄弟団文庫』*Bibliotheca Fratrum Polonorum qui Unitarii Appellantur*（アムステルダム、一六五六一—九二）や『反三位一体派文庫』*Bibliotheca Antitrinitariorum*（フライシユタット・アムステルダム、一六八四）刊行でも、その健在振りを誇示したからである。以上の歴史的背景、それに「ソツィーニ派」名がこの異端派に対する他称乃至蔑称でもあったことから、この派の中核的推進母体乃至勢力がポーランド兄弟団であったと理解できよう。レシチンスキ自体が、その先駆的役割を誰よりも独自に高く評価でき、それに期待をかけたような先見性も、こうしたポーランド兄弟団の歴史的背景と家系的伝統を踏まえたからのものといえよう。従って、親ソツィーニ派的立場になりえた彼はこの派を「啓蒙の一八世紀」の先導者、ポーランド一六世紀的伝統の直系的継承者とみなすこともできたに違いない。

このソツィニ派は、その後も「目に見える形では激減した」ものの、「目に見えない形」ではむしろ増殖しつつあったとされ、検閲時代フランスでも最大の危険分子にほかならなかった。ヴォルテール『哲学書簡』は、まさにこうした状況下に日の目を見たわけで、彼のイギリス滞在期(一七二六—二九)の所産でもあった。その意味で、本『書簡』成立をめぐり彼とレンチンスキとの交流関係に注目せざるをえない。なぜなら、その渡英前年の二五年、彼はルイ一五世とマリアとの結婚推進者ブルボン公愛人ド・ブリ夫人の寵愛を受けていたばかりか、九月初頭のベルサイユでの婚儀に列席しただけではない。彼は、そのフォンテンブロー一七二五年九月七日付ベルニエール夫人宛書簡で「当地では私どもはアウグスト王を知る由もないので、ポーランド出身の国王と王妃とが私にアンリ四世についての詩を所望された」(Best: D249)旨を綴り、ここに両者間の正式交流が開始を告げていたからである。そればかりか、この風運児は一〇月中旬にはイギリス国王にも『アンリヤード』を送付して渡英希望を述べる一方、一月には新王妃の年金受給者にまでなっていた事実を重視したいからでもある。そのような状況をも踏まえ、このレンチンスキ父娘の出自について改めて一瞥しておきたい。

レンチンスキ家は、一七世紀後半以降の本格的反宗教改革期、徹底的弾圧下のボヘミア兄弟団がコメニウスを指導者に最終的拠点に選んだポーランド最西端レシュノを私領都市にしてきた一辺境伯である。レンチンスキ自身も、その第一次即位前にボヘミア兄弟団信徒からカトリックに改宗した「隠れ異端派」的人物であった。従って、こうした家系的伝統からも再度の王位継承に際しては新教国スウェーデンや国内開明的領主とシュラフタがその支持勢力となり、支援勢力にはこの複合多民族国家構成員の過半数を占めた非カトリック教徒のルター派ドイツ系都市民、ユダヤ人、それに正教徒をも含む広範な異端・異教徒がみられ、反動的カトリック陣営が主要敵対勢力とならざるをえなかった。必然的に親ソツィニ派の立場にもなりえた彼は、その意味でもポーランド一六世紀的伝統の正統的継承者を自負できたはずである。他方、その娘マリアは、ロレーヌ公即位後にはルイ一五世と折半出資で領内奨学資金制度の拡充までを期したこの学芸保護者を父に、西欧留学と公的バリ滞在の体験の持主でレンチンスキ家同様にコメニウスを重用した開明的領主オパリンスキ

Opalinski の娘を母に持っていた。そうした両家の家系的伝統も手伝い、この父娘が市民階級出身者ヴォルテールに潜む異端派的精神の積極的役割を誰よりも鋭く見抜けても不思議ではなかった。

これまでの考察からも、新フランス王妃の年金受給者ヴォルテールの渡英自体がレシチンスキとの交流関係の当然の帰結と想定しうる。それは、ルイ一五世の義父になり再王位継承を意識すればする程、彼が青年期の西欧遍歴時に渡英機会を逸した^⑮負目を痛感し、イギリス啓蒙思想への必要以上の渴望に駆られたはずの心理状態でも説明できよう。とはいえ、より重視したい点はヴォルテールがその『アンリヤード』をイギリス王妃にも献呈した背景にある。なぜなら、レシチンスキがこの作品の主人公アンリ四世に典型的開明君主像を発見でき、その体験をも通じてこのフランス国王に共鳴できた事情^⑯に加え、彼自身がマリア共々、これを借りて婉曲にその立場と意向、つまりソツツイーニ派的ニュートンにさえ勲功爵を授けるイギリス王室の寛容精神への讚美、イギリスとフランス新宮廷との友好・親善の強化、予想される再王位継承での好意的姿勢の期待などを表明できたからである。その意味で、滞英期ヴォルテールはレシチンスキ父娘主導の宮廷外交の一端を荷った可能性がある。それのみか、帰国後はレシチンスキ父娘の期待を裏切らなかつたといえる。この点は、以下の諸事実に依拠して明白にすることができよう。

その一つは、『哲学書簡』に彼が先行させた三二年刊行の処女史作『カルル一二世伝』が該当する。彼は、本書でこの北方戦争の英雄を主題にしながらも、実際上は第一次王位継承期のレシチンスキの栄光と悲劇をも一部始終、誰よりも早く読書界のものにした^⑰だけではない。その執筆着手は、シャンボール城滞在時のレシチンスキが宿敵アウグスト二世の病報に接し、再王位継承の機が熟した二七年のことであった。^⑱ いま一つは、『イギリス書簡』でも知られる本『書簡』がその具体的内容からして、レシチンスキ父娘のイギリス啓蒙思想への積年の渴望をも充足させた点にある。マリアのフランス王妃即位直後、この父娘が故国ボズナンとワルシャワ計二箇所に物理学研究機関を寄贈したように、^⑲両者が早くからこの新学問領域にも深い造詣を示していたと推察でき、ニュートンに関心が寄せられたのも当然であろう。本『書簡』がニ

ユートン紹介にかなりの紙幅を費やしている事実から、この符合点は留意されてよい。なお、レンチンスキ自身は二七年以降にその「ポーランド統治論」を覚書的「真の政治」*De la vraie politique*の執筆やグロチウスとロックにも依拠した『自由の声』で構想し、三一年前後にその執筆を本格化させたといわれている。本『書簡』が、ロックの宗教・思想体系の紹介に力点が置かれている事実からも、宛名不明のこの画期的『書簡』が実は「レンチンスキ父娘宛書簡集」であった可能性も否定できない。その上、もう一つ見落せない事実に英語版『書簡』刊行がポーランド継承戦争で『自由の声』執筆・刊行が見送られたと想定できる折も折、ロンドンで初刊をみたばかりか、その天王山に相当する翌三四年四月のグダンスク(ダンチヒ)攻防戦時にルーアンでフランス諸版が刊行された経緯をもあげざるをえない。彼は、この「爆弾」的『書簡』を反動的カトリック陣営に投ずることで、レンチンスキ陣営と共同歩調を取る一方、レンチンスキに希望を託した広範な国際的支持・支援勢力をも最大限に鼓舞できた。特に本『書簡』で彼が公然と賞揚したソツィニ派は、当時のオランダやイギリスはもとより新大陸でも宗教・思想界ばかりか、政治・経済界でもその指導性を發揮しつつあったから、尚更といわざるをえない。

この異端派自体が、その形成・発展・離散過程からして当時のレンチンスキをしてポーランド一六世紀的伝統の直系的継承者視できた歴史的背景も踏まえ、本『書簡』成立に彼の関与さえ否定しえない背景をも知りえた。そうした意味からも、ここでヴォルテールとこの派との関係をその出会いから触れ、所期の課題に沿ってさらに検討を重ねてみたい。

ヴォルテールが、この異端派に初めて言及したのはその第二次オランダ滞在時の二二年のこととされている。その後、彼はベール『歴史批評辞典』でその知識を満す一方、二四年にはボーリングブルックを通じてロックの著作を確保して傾倒するにいたり、その没頭の最中にレンチンスキと出会った訳である。その彼は、滞英期の二七年にこの派の指導的人物クラークと知己になり、その影響下にこの派の一員を自負するにいたった形跡がある。従って、彼に期待したレンチンスキにすれば、彼をフランスの先駆的「ポーランド兄弟団の一使徒」視もできたに違いない。ヴォルテール自身も、その主

体性を最大限に發揮してレンチンスキの期待に応ずるかのように、『書簡』刊行で客観的にはこの派の先駆的フランス拠点構築者になった観がある。確かに、当時の彼のこの派への没頭振り注目に値する。『書簡』で言及する機会を失ったセルヴェトゥスに関しても、彼はそのパリ一七三三年九月一四日付ヴェルネ宛書簡で「もしもカルヴィンがセルヴェトゥスを火刑に処していなかったら、彼を愛せるのだが」(Bœuf, DGS)と告白し、この先駆者に触れるまでにはいたった。そのような事情からも、彼がその先駆的啓蒙思想家としての地歩を確立する際、彼の「ポーランド兄弟団」ソツツイーニ派の一使徒」的立場が演じた役割を無視したくない。また、彼の主体性を最大限に發揮させ、結果的にも彼のソツツイーニ派への本格的接近に拍車をかけたレンチンスキの役割も軽視できない。そのような訳で、啓蒙思想家ヴォルテールの原像にレンチンスキにも内在的に継承されていたポーランド一六世紀的伝統を抽出することも可能ではなからうか。

「爆弾」的『哲学書簡』の爆薬自体は、その第一三信「ロック氏について」が本『書簡』発禁処分的主要対象になった^②背景から、ロックの思想体系にほかならない。それでは、その起爆剤が問題となれば、執筆者ヴォルテールの主体的把握・認識を尊重する限り、以下のように離散ポーランド一六世紀的伝統が検証できよう。彼は、その第七信で「この派の見解は偉大なニュートン氏の支持をうる光榮に浴し」、「ニュートン、ロック、クレリクスなどの諸氏のようにその時代の最も優れた哲学者で最高の名文家たちが、ほんの僅かばかりの信徒をなんとか集めるのに四苦八苦し」ていた、と記しただけではない。第一七信付録「ニュートンについて」で、「彼は心からアリウスに与し、……ソツツイーニ派の誰もがさうであるように、彼もアリウスの説を少しばかり前進させた」旨をも、報じているからでもある。事実、その蔵書に主要ポーランド兄弟団刊行物を多数所蔵し、その論敵からは「ラクフのラビ」と非難された^③のが、ロックにほかならなかった。ニュートン哲学自体は、レンチンスキーにとってもまた、ポーランド兄弟団が到達しえた最高の教義体系と映しても不思議ではなかった。以上の諸点からも、『哲学書簡』の起爆剤をポーランド一六世紀的伝統とみなしうる視点がえられよう。それと並んで、啓蒙思想家ヴォルテールの原像からこの伝統を抽出することもできよう。

本『書簡』刊行直後、彼は官憲の追求を免れなかった。その際、避難所になったのはシャトレ夫人の領地シレーに加え、その至近距離に位置したロレーヌでもあった。このようにして、彼は物理学研究機関が存在したリュネヴィルでのシャトレ夫人死没時まで代表的フランス啓蒙思想家の誰よりも頻繁にリュネヴィル宮でレンチンスキとの交遊にも恵まれ、^② 伝統的に親レンチンスキ家的プロイセン宮廷に向ったのは四九年である。この間、彼はレンチンスキと物理学をめぐって論議もし、四八年完結の『ニュートン哲学要項』執筆に傾倒もした。こうした彼は、プロイセン滞在期にもフリードリヒとソツィーニ派を主題に論戦し、その親ソツィーニ派的立場を堅持した。^③ なお、晩年の六七年には彼はイエスを「ガリヤヤのソクラテス」に譬えること^④で、『ポーランド兄弟団教理問答集』の奥儀を自己のものにした観もある。そうした立場にもよるが、ポーランド第一次分割時には彼はそのフェルネー一七七三年二月一三日付エカチェリーナ女帝宛書簡で「ソツィーニ派がリトワニアでやがてある程度は公的な信徒集会を持ちうるように期待する」(Best. D 18201) 旨を嘆願し、同年九月八日付フリードリヒ大王宛書簡では「ソツィーニ派は陛下下の保護下ではある程度の権利を持ちうる」(Best. D 18615) 点を力説し、ポーランド国内残留の可能性を前提にソツィーニ派⇨ポーランド一六世紀的伝統の直系的継承者に対する格別の配慮を懇請することさえ忘れなかった。

それでは、これまでに試みた検討で明確にしえた論点を以下に総括することにした。

その第一点は、一七五〇年前後にレンチンスキとフランス三大啓蒙思想家その他の交流が集中するにいたるが、ヴォルテールとのそれは二五年に遡りうる点で先駆をなしたと言え、頻度においても誰にも比肩できないものがあった。第二点は、両者の交流は多くの点で利害・関心が共有できたと見え、その所産がヴォルテールの初期著作『アンリヤード』、『カルル一二世伝』、『哲学書簡』等に結実したとみなしうる。第三点として、先駆的フランス啓蒙思想家ヴォルテールの原像にポーランド兄弟団⇨ソツィーニ派の先駆的フランス拠点構築者としての側面を抽出しえたばかりか、レンチンスキをも介した内外二分ポーランド一六世紀的伝統の反映も無視できないことを知りえた。従って、ヴォルテールの演じた

先駆的役割の一つに、ポーランド啓蒙思想にとって内外二大源流ともなりうるレシチンスキを正統的継承者とする一六世紀的伝統と、離散ポーランド一六世紀的伝統とを、オランダとイギリスを経由して中継・接合させた点のあることを無視することはできない。

以上からも、こうしたヴォルテールとの交流を展開したレシチンスキ自身の主体的思想と行動原理はより詳しく検討されるべきであろう。彼の家系的伝統に培われたポーランド一六世紀的伝統との関連で、それを次章で試みることにしたい。

- ① 本『書簡』やその他の著作は、主に *Oeuvres complètes de Voltaire*, Théodore Besterman et al. (eds), I-CXXXVI, Geneva, 1963; *Bibliothèque de la Pléiade* に依拠し、往復書簡は前者を使用した。なか、年譜は後者の *Correspondance* 各巻所収のものが高橋安光『ヴォルテールの世界』未来社、一九七九、巻末のものを参考した。
- ② Robert E. Florida, *Voltaire and the Socinians*, SVZC, CXXII, 1974, pp. 118-19.
- ③ ハーセル一五二三年一〇月二四日付ティーン宛書簡。 Cf. *Korespondencja Erasmus z Rotterdamu z Polakami, Maria Cytowska* (ed.), Warszawa, 1965, p. 25.
- ④ これまで未紹介であったモジエンスキの政治思想に関しては、小山哲『モンシエー・フリチ・モジエンスキの国家改革論』『史林』六一九四、一九八六、一〇二一-四三頁が貴重。
- ⑤ Janusz Tazbir, "Polen—die Heimat des Sozinianismus", *Lech Szuczeki* (ed.), *Socinianism and its Role in the Culture of XVII- to XVIII-th Centuries*, Warszawa-Lódz, 1983, pp. 7-15. 邦語文献では拙稿「ポーランド兄弟団」四四一-六三頁を参照されたい。
- ⑥ 詳しは、George Hunston Williams, *The Radical Reformation, Philadelphia*, 1962, pp. 517-638.
- ⑦ *Ibid.*, 639-669 並びに前掲拙稿、四九一-五二頁を参照。
- ⑧ H・カメン(成瀬治訳)『寛容思想の系譜』平凡社、一九七〇、一七四頁。ちなみに前掲拙稿、五六一七三頁。
- ⑨ Stanislas Kot, *Socinianism in Poland: The Social and Political Ideas of the Polish Antirritarians in the Sixteenth and Seventeenth Centuries*, Boston, 1957, p. ix.
- ⑩ 一般に『ラタノ教理問答集』*Katechizm rahowski* と略称されている長文のポーランド語正式原題とその邦語表題は、前掲拙稿、五六一五七頁参照。
- ⑪ Earl Morse Wilbur, *A History of Unitarianism: Socinianism and its Antecedents*, Cambridge, Mass., 1947, p. 411.
- ⑫ Florida, *op. cit.*, pp. 102-103.
- ⑬ *PSB*, XVII, 107.
- ⑭ ホール・フザール(野沢協訳)『ヨーロッパ精神の危機』法政大学出版局、一九八二、一一二頁。
- ⑮ Feldman, *op. cit.*, pp. 3-32 を詳しく。なか、イェーシー・シリジンスキ(伊東孝之訳)「ロメニウスのポーランドにおける活動とよのポーランド観」『スラウ研究』一九、一九七四、一七七一-八九頁を参照。
- ⑯ Nicholas Hans, "Polish Protestants and their Connections with

England and Holland in the 17th and 18th Centuries", S. E. F. R., XXXVII (1958), 203.

400.

⑩ *Ibid.*, pp.198-209; Jerzy Topolski (ed), *Dzieje Wschodpolski*, I-IV, Poznań, 1969, I, 737-743.

⑪ Florida, *op. cit.*, p. 79.

⑫ 関口「キリシタン一世」二二頁。

⑬ René Pomeau, *La Religion de Voltaire*, 2nd ed., Paris, 1969, p. 140.

⑭ 関口「キリシタン一世」二二頁。

⑮ René Pomeau, *La Religion de Voltaire*, 2nd ed., Paris, 1969, p. 140.

⑯ 関口「キリシタン一世」二二頁。

⑰ René Pomeau, *La Religion de Voltaire*, 2nd ed., Paris, 1969, p. 140.

⑰ Hugo Kofitaj, *Stan oświeceni w Polsce*, Wrocław, 1953, pp. 29-30, fn. 70.

⑱ John Harrison and Peter Laslett, *The Library of John Locke*, Oxford, 1965, pp. 23, 44; Locke's Library Catalogue.

⑱ 『自由の声』以外のリシタンスキの著作は、主として Bonaventure Proyat, *Histoire de Stanislas premier, roi de Pologne, duc de Lorraine et Bar*, I-II, Lyon, 1784; Lechicka, *op. cit.*, のことである。二巻所収のものに依拠した。なお、「真の政治」が『自由の声』に先行執筆された指摘は後者の II, 139 脚注「ニコラス・ルマンの指摘は *Ibid.*, I, 85 を参照。

⑲ Zbigniew Ogonowski, "Der Sozialismus aus der Sicht der grossen philosophischen Doktrinen des 17. Jahrhunderts", *Szczucki* (ed.), *op. cit.*, p. 121.

⑲ NK, V, 246 の諸刊行年説のいずれをも尊重したくない。定説化を促すのはナンシー一七四九年刊行説を最も有力視した。

⑳ Pierre Boyé, *Cour de Lamoignon en 1748 et 1749*, Nancy, 1891; Alfred d'Ambert, *La cour de roi Stanislas et la Lorraine en 1748*, Paris, 1866 を参照。

㉑ Earl Morse Wilbur, *A History of Unitarianism in Transylvania, England, and America*, 2nd ed., Boston, 1969, pp. 244-270, 379-380.

㉒ Zbigniew Ogonowski, *Socjnalizm a oświecenie*, Warszawa, 1966, pp. 521-522.

二 リシタンスキとその先駆的啓蒙君主への道

すでにその生前、リシタンスキはラポルト『哲人君主マルクス・アウレリウス』、ユリアヌス・スタニスワフ、及びフリードリヒの精神』J. Laporte, *L'Esprit de monarches philosophes, Marc-Aurèle, Julien, Stanislas et Frédéric* (アマタス・テルダム・マリ、一七六四) である。当代屈指の先駆的啓蒙君主としての地位を与えられていた。これには、そのナンシー・ア

カデミー創設時の五一年、尊称「慈善王スタニスワフ」Stanislas le Bienfaisant を獲得していた背景を見過せない。^①同年末、このアカデミーは黄金期フランス啓蒙思想を飾るかに會長モンテスキュー以下、フォントネル、ビュフォン、モーペルチュイ、サン・ランベール、ラ・コンダミース、エノーなどに領内のパリソ、トレサン、ブフレ、ソリニャックなどをも加えて機関誌『スタニスワフ・アカデミー論集』*Mémoires de l'Académie de Stanislas* 創刊で正式発足をみた。理神論者でフリーメーソン員を多数含む彼らが、その名声確立に貢献した面もありえよう。ヴォルテールも、五九年年刊『カンディッド』第二十六章でレンチンスキに「王国を再度取りあげられました。……別の国を一つ入手したので、当国ではサルマチア歴代国王がヴィスワ川流域でなした全事業も及ばないほど、立派な政治をしました」と、語らせた。これもまた、それ相応の役割を演じたことであろう。

とはいえ、彼を真の先駆的啓蒙君主たらしめた基本的条件として、娘マリア結婚以降に俄然本格化させたその文筆活動に注目せざるをえない。なぜなら、従前の武人的人生から決別した観のあるそれは処女的著作『王妃マリアへの忠告』*Avis du roi à la reine sa fille lors de son mariage* (英語版ダブリン、一七二五)で国際的名声をも獲得させただけではない。「わが原理は自由にあり」*Elementum meum libertas* を標榜した名著『自由の声』も、ポーランド語版と同時にパリ四九年刊フランス語版や翌五〇年ロンドン刊英語版とでその文名を高めもしたのである。また、五一年は『学問芸術論』で登場したルソーに対して彼が『メルキュール』誌上で反論した時機に相当する。そればかりか、すでに『自由の声』刊行前、二九年生誕で唯一人の孫息子ルイ王太子宛「王国行政論」*Coup d'oeil politique sur la matiere les plus importantes de l'administration monarchique* で「わが親愛なる子孫の一員よ、自分の政治とはそれ程複雑なものではなくて、人民を愛せよに尽きる」^②と力説した彼は、初期社会主義的著作『ヨーロッパ人とデモカラ王国人との対話』*Entretien d'un Européen avec un insulaire du royaume de Danocata* (パリ、一七五二)^③まで世に問うていた。「国際平和強化策」*Mémorial d'affermissement de la paix générale* ^④を述べた彼の精力的な文筆活動の所産である。このよ

うにして、その後半生に集中した文筆活動の主要成果は曾孫ルイ一六世が一〇歳を目前にした晩年に刊行され、死没前だけで計五回もヨーロッパ主要都市で版を重ねた全四巻『慈善哲学者全集』(*Œuvres du philosophe bienfaisant*) (初版、パリ、一七六三)に結実するにいたったからである。

それでは、こうした彼の文筆活動を可能にさせた原動力を根源的に理解しようとするれば、それはその家系的伝統にも培われたポーランド一六世紀的伝統の再興にあったとみなせないものか。つまり、その実践的活動と並行してロックに結実した先進的西欧啓蒙思想を離散ポーランド一六世紀的伝統の成果とみなす主体的認識でこれを意識的に摂取し、ポーランド啓蒙思想の源流となりうる内外二分一六世紀的伝統の接点を体現しようとしたのではないか、と問うことを意味する。その意味からも、彼の文筆活動にみられる自由・共和主義的傾向^⑥、さらにはその主体的思想や行動原理を解明する立場上、その家系的伝統にみられるポーランド一六世紀的伝統を跡付けることが先決条件となりえよう。

シレジア隣接の私領都市レシチノを拠点にしたその家系は、ラファウ Rafat Leszczyński (一四六七)に溯りうるが、その急速な抬頭・発展をみたのはラファウ一世(一五二六—一九二)時代の一六世紀のことである。上院議長を歴任し、「法の執行」運動をも指導した彼はこの「黄金の世紀」を国政面で飾っただけではない。彼は、本格的レシチノ建設を伴うその所領経営面でもカジミエシヌ大王の統治理念を踏襲する形で農民や都市民を保護・育成し、安住の地を求めていたモラビア兄弟団やユダヤ人などの異端・異教徒をも誘致し、ポーランド・ドイツ・チェコ系主要構成領民子弟向け学校を寄進することで学芸保護面でも貢献した。また、領民共存を意識したその宗教的寛容は家系からもモラビア兄弟団、カルヴィン派、ルター派信徒ばかりか、ラツフ学院在学者までも輩出させた。「カルヴィン派の教皇」の異名を冠せられ、レシチノを「国教反対派の首府」^⑦たらしめたラファウ二世(一五七九—一六三六)も、そうした家系的伝統の一確立者にすぎない。その足跡をスコットランドに残し、パドゥアではガリレイの息子に師事もした彼は、全盛期ラツフ学院を範にレシチノ学院を創設してコメニウスを招致し、その私領都市をボヘミア兄弟団の最大拠点たらしめた。なお、その弟アンジェイ

Andrzej (一六〇六一) がパリでグロチウスと親交を持ったのはポーランド兄弟団弾圧が本格化した三五年のことであった。

この光輝ある一六世紀的伝統を家系的伝統化させ続けたのが、祖父ボグスワフにはかならない。コメニウスを師にレシユノ学院からオランダやイギリス諸大学留学の彼は、すでに触れたように親ポーランド兄弟団的立場を最大限に発揮したばかりか、ユダヤ教徒視されて弾圧され続けたこの異端派を副宰相の立場から擁護し続けたからである。事実、四八年に新首都ワルシャワ西郊に設置された私領地レシユノはこの兄弟団残存勢力やユダヤ人などの異端・異教徒の避難所を形成もした^⑩。なお、いわゆる「大洪水」時代のポーランド・スウェーデン戦争(一六五五―一六〇)では、親スウェーデン勢力の一翼を荷ったポーランド兄弟団同様に、彼もまたスウェーデン側で参戦し、カトリック国軍によるレシユノ破壊を甘受せざるをえなかった。この兄弟団の最終的離散後、レシユノでその主著『大教授学』を執筆したコメニウスとボヘミア兄弟団がこれに続いたのは、彼の晩年時である。ボヘミア兄弟団がクロムウエルを動かしてレシユノ学院再建資金募金に成功したことが知られるが、これら急進的異端派が離散先で開明的レシチンスキ家の名声を高めたことであろう。

父ラファウ三世(一六五〇―一七〇三)は、ポーランド一六世紀的伝統に家系的伝統の庄殺下に大ポーランド地方諸県の知事を歴任し、八三年のソビエスキ王指揮ウィーン北郊対トルコ十字軍戦参戦で將軍となった。しかし、晩年にトルコ使節を勤めた彼は、親フランス・プロイセン的立場で国内親スウェーデン勢力の指導的人物であり続けた。彼もまた、コメニウスの孫ヤブォンスキ D. E. Jablonski を重用してレシユノ学院再建に尽力する一方、詩作や「トルコ使節日記」*Diariusz poselstwa do Turcji w r. 1699 odbytygo* なども残した学芸保護者であり、文人でもあった。しかも、その家系的伝統の閉塞状況下にあつて「自分は平穏な隸従よりも、むしろ危険の伴う自由を選ぶ^⑪」というその生活信条を、息子レシチンスキに薰陶することさえ憚らない人物であつた。

幼児期レシチンスキには不明の部分が多い^⑫。一人息子の彼をウクライナ近接边境都市ルヴフで儲けた母は、パリ留学後

に軍司令官兼クラクフ城守となったヤブウォノフスキ St. Jablonowski の娘である。少年期にレシュノ学院でコメニウスの学風にも接したレシチンスキは、その後フランクフルト・アム・オーデルのルター派ギムナジウムに進学した。当時の彼が眼前にした選挙王制ポーランド国家とは、対トルコ十字軍戦での国際的名声に反してカトリック的領主やシュラフタ躍進下、その一六世紀的伝統を加速的に風化させ、家運同様に国運の衰退をも促進してやまないものであった。青年期の九五―九六年、彼はウィーン、イタリア諸都市、ヴェルサイユ歴訪後オランダに赴いたが、国王死去の報でドーバーを渡る機会を失った。この西欧遍歴期、彼は辺境一貴族青年にすぎなかったとはいえない。オランダでは離散ポーランド兄弟団やボヘミア兄弟団信徒から歓迎されても不思議ではなかったし、イギリスでもそうした存在でありえたはずである。急遽帰国した彼は、九七年の国王選出議会に席を占めたが、この公職就任前にカトリック改宗に踏切っていた。この時期の精神的葛藤が、彼の宗教的寛容の原動力となり、親ソツィーニ派で親理神論者の立場たらしめたばかりか、弾圧され始めるイエズス会の保護をも可能にしたといえよう。国王選挙では、彼はフランス推挙のヤクブ・ソビエスキからアウグスト二世支持に転じ、結婚の翌九九年に弱冠二二歳でポズナン県知事に就任して上院議員となり、新世紀の幕開きに相応しい新進気鋭の政治家として現実政治の表舞台に登場するにいたった。こうした彼は、その心中に光輝ある家系的伝統――ポーランド一六世紀的伝統の継承・発展を期したに違いない。

北方戦争勃発後、彼はカルル一二世に呼応して結成されたワルシャワ連盟により国王に選出された。この第一次王位継承自体は、偶発的とはいえないし、彼をカルル一二世の傀儡視もできない。その家系的伝統に希望を託し、一六世紀的伝統の再来を待望してきたその支持・支援勢力による当然の帰結でもあった。事実、ウクライナではマゼパ指揮コサック勢力さえも期待できた彼自身、その即位布告文「ポーランド共和国諸階層への宣言」Manifest do stanów Rzeczypospolitej Polskiej^⑨で旧制度社会からの「解放と自由」^⑩を強調し、その家系的伝統――ポーランド一六世紀的伝統を最大限に発揚した。その後、レシュノはロシア軍に蹂躪され、ポルタヴァ戦以降は彼がスウェーデン軍をも指揮したが敗北を重ね、

一二年に退位を余儀なくされた。それでも翌一三年、トルコ領ベンデル滞在中のカルル一二世に合流した彼は再起を賭けてタタル・トルコ人混成軍編成を試みたが、これにも失敗した。こうして、一四年以降にハンガリー経由でライン川流域各地を転々とした彼は一七年には長女と死別したが、一九年にいたりアルザスのヴィッサンブルでその流転生活に一応の終止符を打つことができた。この大都市は、かつてルネサンス時代にポーランド国王側近となり、エラスムス主義の移植でも貢献したディーツ J. Dietz の生誕地である。レシチンスキは、皮肉にもこの地で亡命生活に甘んじることになったが、客観的にはポーランド一六世紀的伝統の正統的継承資格を持ちえたといえよう。

その後、マリア結婚を機にシャンポール城滞在期を迎えた彼の境遇は「聖靈勳章」授賞やフランス軍騎兵連隊長就任で激変をみた。その間、新局面での再王位継承^⑩を意識した反面、彼はその体験を通じて武人的国王ソビエスキやカルル一二世同様、自らの限界や悲哀をも噛み締めたであろう。また、その軍人・政治家的な家系的伝統の一面性に固執することの愚昧さをも痛感できたはずで、これが彼の文筆活動を開眼させる好機となったに違いない。こうした彼が離散ポーランド一六世紀的伝統への渴望に駆り立てられても、不思議ではない。フランスに生活の場を確立した彼にとり、渡英機会を失なった負目もこれに拍車をかけたであろう。彼にすれば、その家系的伝統を回想するだけでもイギリス啓蒙思想までもがポーランド兄弟団やボヘミア兄弟団の知的所産と映ずる、独自の短絡的認識も可能でありえたであろう。また、誰よりもその先駆的撰取ばかりか、その撰取資格さえをも自負することができたこととみなしうる。再王位継承を賭けて本格的「ポーランド統治論」を構想するにいたる彼が、早くもヴォルテールとの交流を開始して彼に期待をかけたのも、こうした思想的成熟を反映した行動原理にもとづいていたというほかない。

前章での考察をも踏まえ、このような『自由の声』構想・執筆自体が彼に先駆的啓蒙君主の基本的条件を賦与する上で、決定的役割を演じたとみなせよう。その意味で、これを動機づけ促進させもした旧制度ポーランド社会の動向にも目を転じておきたい。

レシチンスキ陣営完敗後、その祖国ではカトリック勢力が聖地チェンストホーヴァで一七一年に一大祝祭を挙行し、二四年の流血のトルン事件などで魔女狩りを日常化させ、反宗教改革の最高揚期を現出させていた。^⑨ 国政面では貴族特権リベラム・ヴェト乱用で無政府状態が恒常化し、レシチンスキ支持・支援勢力は暗黒時代にあった。微かな希望といえば、二〇年代以降に本格化したフリーメーソンの浸透、これによる外来・都市的要素の覚醒やフェヌロン『テレマク』翻訳・刊行、^⑩ カジミェシエ大王側近ヤンコの『ポーランド年代記』Janko z Czarnkowa, *Kronika polska* (成立一三八七、刊行ライプチヒ、一七三〇) 流布による一四世紀的伝統の再生気運程度にすぎなかった。こうした状況下、ポーランドは外来ザクセン王朝アウグスト二世の君臨を許していた訳である。

他方、フランス政情にも精通するにいたったレシチンスキは益々イギリス政治思想や實際政治の意識的摂取の衝動にも駆られたことであろう。この国の宗教・思想界全般の知識は、ヴォルテール『哲学書簡』が満足させたとしても、これは限界があった。三三年段階で『自由の声』刊行が見送られた可能性もこうした事情にもよう。そのレシチンスキ自身は、フルーリ外交路線に沿うポーランド継承戦争ではフランス側軍事援助にも恵まれず、再王位継承に失敗した。^⑪ この戦争中、彼の文筆活動は若干の布告文や書簡刊行に留まった。しかし、その国際的名声はランフトによる先駆的伝記『ポーランド王スタニスワフ一世の生涯と悲劇』*Mr. Rantf, Merkwürdigstes Leben und Schicksal des wehberühmten Königs Stanislaus I von Polen* (フランクフルト、一七三六) 刊をも契機に急速な広がりを見せた。こうして、プロイセン宮廷の好意でケーニヒスベルクに避難した後の彼は、ウィーン和約で一代限りのロレーヌ公に即位するにいたった。その即位当初、彼は第三次王位継承に余念がなかったとみえる。三七年執筆の「生活規範」*Reglement de vie* で新生活を意識した彼が、その処女事業をリユネヴィル新士官学校発足に充当させ、定員枠をポーランドとロレーヌ両出身者に折半していたからである。^⑫ 『自由の声』執筆・刊行も急がれたはずで、三八年成立四三年刊行説がそれを裏書きしてくれるが、これまた見送られたに違いない。その理由は、再度の王位失脚を踏まえて本書をより完成度の高い画期的「ポーランド統治論」たらし

める一方、「フランス統治論」にもなりうる普遍性を彼が意図したと想定できるからである。

確かに、当時の彼には「フランス統治論」執筆の衝動にも駆られる事情があった。これは、『王妃マリアへの忠告』がその原型をなそうが、ロレーヌ公即位時に彼が痛感した弱体フランスの実態、ロレーヌ管理フランス地方総監にみられた地方末端行政の拙劣さ、^④感知されたマリアの結婚生活の陰りなどがそうした潜在的衝動を顕在化させただけとは限らない。ルイ王太子の成長振りに過大な期待を寄せざるをえない、フランス宮廷の未来そのものがあった。彼の長寿の秘訣とも関連しようが、その望ましい典型を精一杯示さざるをえない人間的心情の発露を反映したまでである。その点、反宗教改革の動向もみられた複合多民族地域ロレーヌ統治は、その伝来の家系的伝統のみでも事足りた。事実、彼はその領民保護・育成を積極的社会・経済政策で推進し、学芸保護面では奨学資金制度の拡充や教育機関設立で貢献した。そのアカデミー創設までの十数年間だけでも、彼はリュネヴィル道路・橋梁学校、同音楽院と小姓学校、サン・ピエールを起用してのナンシー郊外王立神学校、リュネヴィル獣医学校に次ぐナンシー王立医学校創設と大学への移管、同公共図書館の創設などを順次手掛けた。なお、パリ大学を凌ぐナンシー大学建設を企図した彼とその側近が地方総監の妨害を排除し、取り敢えず創設に漕ぎ着けたのがアカデミーにほかならず、この小都市をヨーロッパ有数の文化的中心地に変容させた。^⑤これらの業績だけでも、当時にあつては先駆の啓蒙君主の基本的条件になりえようが、それは所詮「慈善王」のそれとみなしたい。その主著『自由の声』とロレーヌ統治の延長線上に位置した「フランス統治論」執筆をも前提にしたその文筆活動こそが、決定的なその基本的条件になりえたからである。

『自由の声』が、最高度の普遍性を具備した「国家統治論」になりえたら、念願の「フランス統治論」もこれで充足できたであろう。ところが、冒頭に「最愛の祖国のために」と謳ったポーランド語初版の本書は、その具体的内容に即しても「ポーランド統治論」に留まらざるをえなかった。そうした彼は、『友情ある忠告への回答』*Réponse d'Ariste aux conseils de Pamitie* (成立一七四七、刊行リヨン、一七五〇)、「王国行政論」『キリスト教徒的哲学者』*Le philosophe chrétien*

〔刊行地不明、一七四九〕「善王の肖像」Portrait d'un bon roi^⑧ などでもこうした限界性に挑戦したものと思われる。それでは、彼がこれらで満足したかといえ、否といわざるをえない。なぜなら、四七年にその妻と死別して身寄りを失なう彼が、自分を慕って国政にも深い関心を示し始めた四五年成婚のルイ王太子に期しうる最高水準の帝王学を伝授する必要からも、高度の普遍性と確固とした近代的「帝王学教科書」の提示を至上命令にしたからである。ここに、次章で彼と『法の精神』でフランス啓蒙思想を確固不動のものにしたモンテスキューとの交流関係を徹底的に掘り下げたい理由がある。

これまでの考察を通じ、レンチンスキをヨーロッパ有数の先駆的啓蒙君主たらしめた決定的な基本的条件として、その後半生に集中した精力的な文筆活動をあげることができた。その際、その前提条件になったものは家系的伝統に培われたポーランド一六世紀的伝統の正統的継承性だけではない。いま一つは、「ポーランド統治論」と「フランス統治論」執筆・刊行を意図して彼がどの君主にもまして主体的にイギリス啓蒙思想の意識的で先駆的な撰取に最善を尽くした点にある。その意味からも、彼の先駆的啓蒙君主としての独自性とは、まずはヴォルテールを介しながらもその文筆活動を通じて自己の家系的伝統に培われた一六世紀伝統に離散ポーランド一六世紀的伝統の先駆的接合を主体的に体現した面にある。そうした意味でも、彼がなした確立期フランス啓蒙思想への貢献は再評価の価値があろう。

① 関ロ「スタニスラス一世」一三頁。

p. 189.

② Margaret C. Jacob, *The Radical Enlightenment: Pantheists, Freemasons and Republicans*, London, 1981; Ludwik Haas, *Wolnomularstwo w Europie środkowo-wschodniej w XVIII i XIX wieku*, Wrocław, 1982, pp. 522-549. など、レンチンスキ自体がフリーメイソン員であった確証はなから、親族や側近には多数存在した。

③ 『自由の声』扉絵を飾っており、F・ヴェントゥーリ(加藤寛代志・水田洋訳)『啓蒙のネットワークと改革』みすず書房、一九八一、一三七頁、その中に言及している。

④ *Proyart, op. cit.*, II, 200-238.

⑤ *Ibid.*, p. 200.

⑥ 評価と内容が、アンドレ・リシニタンブルジュ(野沢協訳)『十八世紀社会主義』法制大学出版局、一九八一、三二三頁参照。

⑦ 特々共和主義的傾向との関連は、Jean Fabre, *Lumière et roma-*

zmi Warszawa, Warszawa, 1980, pp. 79-80; Feldman, *op. cit.*,

⑧

- nisme, Paris 1963, pp. 131-149; Emmanuel Rostworowski, "Stamislaw Leszczyński—Republikanin paçyfiŝta", *Kwartalnik Hist.*, LXXIV (1967), 271-287.
- ② Hans, *op. cit.*, pp. 198, 207.
- ③ ニリムニキ前掲論文 一八〇頁。
- ④ Kazimierz Konarski, *Warszawa w pierwszszym jej stoletczym okresie*, Warszawa, 1970, p. 68.
- ⑤ Hans, *op. cit.*, p. 201.
- ⑥ Ladislas Konopczyński, *Le tiersetm veto*, Paris, 1930, p. 235.
- ⑦ 佐々木 隆雄 著 佐々木 隆雄 訳 『ポーランドの歴史』 15-79 頁。
- ⑧ Orest Subtelny, *The Mazepists: Ukrainian Separatism in the Early Eighteenth Century*, New York, 1981 年 註 27。
- ⑨ Witold Tazyski, *Wybor tekstów staropolskich XVI-XVIII wieku*, Warszawa, 1969, pp. 217-220.
- ⑩ *Tota*, p. 217.
- ⑪ Feldman, *op. cit.*, pp. 113-114.
- ⑫ 「だじふじ」にふ触れた446頁のなかでマリヤ結婚前の二四年に既定方針となつた諸政策のスタニスワフ・キエシチウチ編(加藤一夫・永島孝生訳)『キエリマンニヒ史』(全二巻)恒文社 一九八六年 第一巻 二八六—二八七頁参照。
- ⑬ Oskar Halecki, *Tysiąclecie Polski katolickiej*, Rome, 1966, p. 411; Stanisław Salmonowicz, "The Toruń Uproar of 1724", *Acta Polonae Historica*, XXXXVII (1983), pp. 55-79. 44頁 註釋「キエリマンニヒ諸政策の潮流」二六一—二七頁を参照。
- ⑭ Haas, *op. cit.*, p. 69 ff.; George, Rudé, *Europe in the Eighteenth Century*, Harvard University Press, 1985, p. 143.
- ⑮ Sutton, *op. cit.*, pp. 112-134; Józef Gierowski, "From Radostkowice to Opatów—the History of the Decomposition of the Stanisław Leszczyński Camp", *Poland at the XIX International Congress of Historical Sciences in Stockholm*, Warszawa, 1980, pp. 217-237.
- ⑯ Proyart, *op. cit.*, pp. 369-406.
- ⑰ Kamilla Mrozowska, *Szkoła ryerska Stanisława Augusta Potulowskiego*, Warszawa, 1961, p. 17. 4の註頁248-249に引く。
- ⑱ Boyé, Stanislas Leszczyński... p. 458, et passim.
- ⑲ Aurelja Wyleżyńska, *Maryja Leszczyńska na dworze wersalskim*, I-II, Poznań, 1935, II, p. 49 ff.
- ⑳ Michel Parisse, *Histoire de la Lorraine*, Toulouse, 1977, pp. 327-343. 特に242-243頁に引く Arthur Hertzberg, *The French Enlightenment and the Jews*, New York, 1968, p. 18, et passim.
- ㉑ 関口龍雄論文 二二—四頁 Arnold Kirszbraun, "Z dzieła-Iności Stanisława Leszczyńskiego w Lotaryngji", *Księga pamiątkowa ku uczczeniu dwudziestopięcioletniej działalności naukowej Prof. Marcelago Handelsmana*, Warszawa, 1929, pp. 139-145; Rudé, *op. cit.*, p. 139. トルネーのキエシチウチ Daniel Roche, *Le siècle des hmitiers en province: Académies et académiciens provinciaux, 1680-1780*, I-II, Paris, 1978, II, 347-455.
- ㉒ Proyart, *op. cit.*, pp. 238-242.

三 レシチンスキとモンテスキューの交流

(一) 両者の交流開始と『自由の声』成立

『法の精神』刊行前年の一七四七年六月、モンテスキューはミルポア夫人同伴でリュネヴィルを訪問し、回想記「スタニワフ・レシチンスキ宮での思い出」^②を残した。その中で「ポーランド国王は、建造物や庭園に対する讚嘆すべき趣味の持主である。彼は、リュネヴィルで並外れた事業をなしたものだ」、と記している。その訪問時は、まさに「レシチンスキの来住後一〇年にして、リュネヴィル宮はたんに洗練されたばかりかフランス宮廷よりも学識を備えたものになり、しかも堅苦しい礼儀作法が完全に追放された結果、その魅力を増した」^③時期に相当した。

その彼は、翌四八年に『法の精神』刊行でその地位を確固不動のものにしたのはいうまでもない。他方、ナンシー・アカデミー発足約九箇月前にこれを察知できた彼は、早速そのメッセ一七五一年三月二〇日付レシチンスキ宛書簡で「陛下はナンシーにアカデミーを先頃創設された由、……私の念願は陛下からそこでの地位を要請すること」(Cott. 56)と入会自薦に及び、これを実現させて会長に推挙された。この晴舞台、彼がレシチンスキに献呈したものがアレキサンダー大王の腹心リュシマコスを題材にこの啓蒙君主を賞讃した、寓意的短篇「リジマク」にほかならない。

こうした背景から、四七―五一年に急展開の両者の密月的交流自体、先ずそれ相応の長期間にわたる交流関係の帰結にすぎなかったのではないか、という推測を提起しよう。具体的には、これまでの考察からも、両者の交流はレシチンスキの『自由の声』と「フランス統治論」構想時、つまりモンテスキューのイギリス滞在期(一七二九―三二)以前に溯りうるのではないかと類推できないでもない。従って、そのための根拠、すなわち両者間に早期的交流を促進しえたと思定しうる前提的条件乃至背景なりを列挙してみたい。

その第一点は、『ベルシア人の手紙』第二二信での「ポーランドやヨーロッパ・トルコには殆ど人口が消滅した」とす

るポーランド社会の荒廃振りの誇大表現もさることながら、第一三六信の「この国はその自由と国王選挙権の使用法が非常に拙劣で、両者とも無くした近隣諸民族をこれで楽しませようとしている」と、その国制上の致命的欠陥を鋭く見抜いていた卓見にある。これは、流転生活の果てに余裕を取り戻しつつあったレシチンスキにとりこの上もない刺戟的発言になりえた。その主著の正式表題『自由を保障する自由の声』からして、本書成立の直接的動機にこうしたモンテスキューの提言は無視できない。

第二点に、マリア結婚前後の彼の行動をあげたい。その猟官時代のパリ社交生活期（一七二二—二五）、彼はオルレアン公やブルボン公ばかりか、ヴォルテール同様にド・ブリ夫人とも親交があった。^④従って、ポーランド通で政界の中枢にも位置しえた彼がこの成婚に無関係であったとは断定できない。後日、前記回想記でブルボン公から二五年三月下旬頃にマリア成婚決定の報に接したレシチンスキ自身の劇的瞬間を、「朗報だ！我々は娘を結婚させるんだ。——誰とでしょう。ファルツ選帝侯家のある王子にでも？——とんでもない！娘はフランス王妃になるんだ！」と活写できたのも、そうした経緯のせいかも知れない。この成婚をめぐる彼の関心の高さは、友人バルボのボルドー一七二五年四月一日付モンテスキュー宛書簡での「ピエモンテの王女カスタニスワフ王の娘だ、とパリでは噂されている」（Corr. 63）や、デルヴィーニ夫人のパリ同年六月一三日付同宛書簡での「スタニスワフ王夫妻にポーランド王女を要求している者は、ダンタン氏とポーヴォ氏だ」（Corr. 74）からも窺えよう。なお、彼は同年一月中旬、『王妃マリアへの忠告』に呼応するかのようボルドー高等法院での講演「裁判の公正を論ず」を借り、新王妃誕生を祝福し、その美德と魅力に讃辞を呈して新フランス宮廷の未来への期待を表明もした。両者間には、マリア成婚を軸に強固な一体感がすでに確立していたというほかない。

第三点として、この新フランス宮廷誕生を機に両者が「フランス統治論」の必要性をも共有できた背景をあげたい。これは、レシチンスキにとり『忠告』が原型をなし、「真の政治」や『自由の声』もこれに続ぎえた。他方、モンテスキューのそれは前記講演が原型をなし、二五年執筆の「政治について」や二七年提出の「一七二五年二月二七日王令に反対す

る覚書」にみられないでもない。なお、フランス・アカデミー入会の二八年、彼が選択した道が外交官志望のそれであったばかりか、これによりレンチンスキも足跡を残したイタリアや東欧各地を遊歴する機会を持った。こうした背景からも、両者間に潜在的な「フランス統治論」執筆に寄せる同時的な共通の衝動を読み取ることもできよう。

それでは課題に立ち返り、今日まで等閑視されてきた両者の交流開始期をモンテスキュー渡英前に想定し、その論証を試みたい。

先ずなによりも、彼の渡英前の外遊自体がフランス宮廷乃至政府仕官を意図してなされた点を重視したい。また、ヴォルテールのそれに時期的にも連動した観のある渡英自体も注目に価するばかりか、それはレンチンスキの『自由の声』と初期的「フランス統治論」構想時に合致しただけではない。その渡英時機自体が、二九年九月にルイ王太子生誕でフランス全土が沸きに沸いた直後の一〇月であった事実も重要である。それはまた、レンチンスキが『哲学書簡』で『自由の声』執筆の限界性を痛感し、イギリス政治思想や実際政治の撰取に躍起となっていた矢先、本格的「フランス統治論」をも構成せざるをえない人間的心情に馳られても不思議ではない時期に相当した。従って、かつても娘マリアを介してヴォルテールに対したように、彼がモンテスキューの渡英に一役買っても不自然ではない状況が存在した。

モンテスキュー自身も、これを裏付けるかのように行動した事実はその滞英時の実績が証明してくれよう。彼も、レンチンスキの期待に沿うかのようにクラークの影響を受けたばかりか、ロック研究を深めてその政治思想の本格的撰取をも心掛けてポーランド一六世紀的伝統との出会いを持ち、実際政治の把握・理解にも尽力したといえる。その上、帰国後は古代ローマ人の誇りある末裔を自任した一憂国ポーランド貴族さながらに、『ローマ人盛衰原因論』や『ローマ住民の節制と古代ローマ人の不節制の比較』に加え、「国家統治論」の前提ともなりうる『世界王国論』をも結実させた。なお、三四年執筆で紛失・未刊の「政治的自由」が『自由の声』に流用された可能性も否定したくない。その意味で、両者間でなんらかの接触がモンテスキュー渡英直前に開始を告げていたと考えられる。

以上の観点をさらに補強する目的で、彼の帰国直後のある告白、つまり『わが所感』三一年記述の『リジマク』——私
は不運にあって神々を信じたのと同様、幸運にあって神々を畏れる」(MP 653)^⑧にも留意した。この歴史的人物名自体
は、これまた三一年執筆の『本当の物語』で初見しうるから、尚更である。ところで、『わが所感』での記述内容は歴史
的人物とも作品「リジマク」とも離れた個人的心境の告白としかいえない。この事實は、問題解明のための重要な鍵とな
りうる。なぜなら、帰国直後の彼が実在の特定人物との関係で運命的岐路に立ちながらも、幸福感に浸っていた様子を窺
うことができるからである。問題は、その特定人物にあるが、その回想記執筆時にもレシチンスキ名を「Leckzinaki」程度
でしか表記できなかった彼から推して、ここに、レシチンスキを歴史的人物リュシマコス＝カル一二世の將軍レシチキ
ンスキ＝作品「リジマク」の連想と同一頭文字で把握でもしていた可能性もある。その彼が、この作品「リジマク」献
上前の四九年、改めて『わが所感』で「自分の『リジマク』表題の論考に挿入できなかった件。すなわち、諸原則が無視
されているが、必要性を論じたので我々はそれに従った」(MP 166)と記述もし、問題の実在の特定人物との継続的關係
をも仄めかしているだけではない。「リジマク」を『メルキュール』で公刊予定の五三年、この人物像をより明確にさせ
ているからでもある。すなわち、それは『リジマクの対話』で触れられなかった事柄——諸原則が無視されているが、必
要性を論じたので我々は従った。私に課せられた諸題目は恵まれたものだが、私自身はそうとはいえない。フランス国家
は安泰だが、わが家はいつも問題だらけ。誰もがこの帝国で笑っているが、悲しみはわが館にあるのみ……王様方の奇妙
な振舞よ！ 彼らは偉大な情熱しか持ち合せがなく、力量とは行動用のものにすぎず、身を守るにはいつも弱い。……」
(MP 216)という『わが所感』での告白にほかならない。それ故に、容易に判読可能な点は彼が「リジマク」を実在の特
定人物との対話で構成し、ある複数国王に対する不平不満を羅列して『法の精神』執筆過程でルイ一五世と一体化してい
たレシチンスキと相当の利害關係を伴う、かなり長期間の継続的交流關係にあった状況である。以上の諸点から、帰国直
後の彼がリュシマコ斯的地位になりうる千載一遇の好機をポルドー・パリ間に位置したシャンボール城滞在のレシチンス

キから打診されたと思像もできよう。これには、彼の渡英前の両者の接触とその義務遂行の実績が絶対的条件となりえよう。こうした背景からも、三一年記述の『わが所感』での告白は両者の交流開始を彼の渡英直前とみなしうる有力な論拠になりうる。

こうした両者間には、当初から原則的義務契約が存在したはずである。モンテスキューのそれが、滞英時の情報提供やルイ王太子向け「帝王学教科書」的「フランス統治論」執筆にあったとすれば、レンチンスキのそれは彼を晴舞台に飾ることであつたらう。しかし、「リジマク」が三一年に流産した事実からも、前者がポーランド継承戦争で火中の栗を拾う愚かさだけは回避して晴舞台を飾らなかつたと推察でき、現実政治から逃避して『法の精神』執筆に甘んじたともいえよう。その際も、前記「政治的自由」が三三年未刊の『自由の声』を「諸原則が無視される」形で補強したとも想定でき、彼が四七年以前に『自由の声』成立に関与した余地がありうる、という新視点も提起できよう。

問題の本書は、ポーランドの伝統的国制、とりわけ顕在化した選挙王制の悪弊を批判し、近代制国制改革路線を提示したものである。具体的には、「序章」、「国王」、「閣僚」、「上院」、「貴族」、「協議規範」、「下院」、「下院休会期」、「平民」、「軍隊」、「財政」、「司法」、「治安組織」、「国王選挙」全一五章で構成され、貴族特権リベルム・ヴェト撤廃、立法・行政・司法・軍事組織などの近代化、農民や都市民の保護・育成を旧制度社会からの「解放と自由」の立場で力説している。問題は、ポーランド語初版では「治安組織」が英語、「聖界」、「閣僚」、「協議規範」、「平民」がラテン語表題である点である。具体的内容、それに「政治的自由」執筆時のモンテスキューのポーランドとその近隣諸国への集中的関心 (M.P. 777) からも、彼が「諸原則が無視されて」関与を余儀なくされた部分がこれら数章に該当するとみなせよう。従って、紆余曲折を経て四九年刊となる本書は、彼のリュネヴィル訪問時にその最終的指導・助言で日の目を見た、としたい。その「生活規範」で全四〇箇条もの信条を自己に課した、レンチンスキの完全主義者的性向にもよろう。なお、その雅量が本書の匿名刊行の理由の一つになったといえよう。

(二) 『法の精神』成立とレシチンスキの役割

『自由の声』は、その「序章」をローマ人の事績で説きおこしてもいる。^⑧ それでも、本書はレシチンスキの主体的文筆活動の所産といえ、両者の交流関係にあっては副次的なものであった。というのも、両者間で最優先された課題こそは画期的「フランス統治論」にほかならず、それが『法の精神』に違いなかったのではないかと、とすでに指摘したところである。従って、こうした観点をここで徹底的に検証する必要がある。これまた、『法の精神』成立をめぐりレシチンスキの関与が全く言及されなかったモンテスキュー研究を踏まえることである。その意味で、ここでも先ずこれに留意せざるをえない前提的条件乃至背景を提示してみたい。

なにはともあれ、その第一はレシチンスキが本格的「フランス統治論」執筆・刊行を念願したとしても、『自由の声』執筆や現実政治にも忙殺された彼がそれを可能にしたか、という状況をあげざるをえない。むしろ、逆にその限界性を当初から痛感した彼がモンテスキューに全面的に依頼する形で臨み、これを『法の精神』で結実させたとみせないものか。つまり、本書は両者の交流開始時から成人期ルイ王太子向け「帝王学教科書」的「フランス統治論」として構想され、一定の双務契約で成立したに違いない、という仮定にはかならない。その第二は、レシチンスキの立場からして『自由の声』と姉妹関係をなすはずの本書までが匿名刊行の形で、その刊行地がフランス国外スイスであった刊行事情である。彼の文筆活動が加速化した五〇年前後は、期せずして王権側の出版統制が黙許、さらには黙認された時期^⑨に相当する。それにもかかわらず、本書刊行が結果的にこのような形になった背景に両者間に存在した協力関係を推測せざるをえない。その第三は、レシチンスキが王権側に絶大な発言権を留保できたにしても、この協力関係を明確にすることで執筆者を窮地に陥れる危険性に対する配慮である。本書が潜在的にルイ王太子向け「帝王学教科書」であることを両者が意識している限り、内政干渉問題やフランス聖・官界との不必要な摩擦が予測されても当然であろう。従って、両者は当初からその協力関係をフリーメーソンの守秘義務で徹底的に隠蔽する必要性を痛感していた節も推察できないでもない。

以上のような諸点を踏まえ、『法の精神』成立を両者の交流関係による最大の所産とみなす観点で、以下にその論証を多角的に試みることにしたい。

まず最初に取りあげたい論拠に、その異常ともいいうる本書の執筆過程がある。つまり、本書は純然たる個人的著作活動の所産とみなすには程遠いものであり、むしろ一定期間内に執筆・刊行を義務づけられた観のある下請作業的執筆過程を知りうるからである。それは、執筆者自身が視力減退や眼病と悪戦苦闘しただけではなく、約二〇名の秘書的執筆陣が動員されたという強行作業振りでも説明できよう。こうした予測外の犠牲が、前記『わが所感』五三年記述の長文の告白でも知りうるように、彼をして不平不満の限りを綴らせたと判断できうる。その上、その記述内容自体が本書執筆過程におけるルイ一五世と一体化していたレンチンスキの介在を推測しうる有力な決め手となりうるからでもある。

次に、その刊行段階での両者間の直接的交流を見過ぐす訳にはゆかない。本書は、四六年のオランダでの刊行が不首尾に終り、両者の公式的会見後の翌四八年に刊行をみた。こうした決定的段階に、彼がリュネヴィル訪問に踏切った動機はたんに学芸保護者レンチンスキに対する衝動的な援助要請とは思われない。むしろ、これまでの原則的合意乃至双務契約にもとづく刊行期限の遅延に対する謝罪だけではなく、新局面での新規出版社の紹介・依頼にあったとみる方が自然であろう。その際、彼は予測外の出血的犠牲をも強調し、双務契約を楯に全出費の前払いのごとき要請を持ち掛けた可能性もありうる。なぜなら、レンチンスキ側にも契約不履行が存在した背景は再度にわたる『わが所感』での告白で窺えるからだけではない。この訪問時、彼がいかに万全を尽くしたかをそのミルポア夫人同伴で理解しうるからでもある。彼女こそは、同年三月に妻と死別したばかりのレンチンスキが寵愛していた一宮廷婦人と姉妹関係にあったのはいうまでもない。その結果でもあろうが、本書がジュネーヴ共和国書記官ミュサール仲介でヴェルネ校正により刊行をみたというところ。ここで重視したいのは、彼とこれら両スイス人との文通開始自体が両者会見直後の七月初旬以降であること、それにヴェルネ自身がヴォルテールとは旧知の親ソツツィーニ派の指導的人物であった点である。以上からも、本書刊行はその必要性を最

最終的に再確認したレンチンスキが決定的役割を演じ、その実現をみたものといえよう。

その第三の論拠に、本書執筆・刊行をめぐる両者間の経済的利害関係をあげたい。具体的には、彼のレンチンスキ詣ではたんに本書刊行助成金要請程度ではなく、その際のレンチンスキの彼に対する格別の配慮やそのアカデミー発足時の破格の処遇からしても、交流開始当初からの契約代金支払い請求、つまり総決算を意味した、とみなしたい点である。こうした金銭問題が、この訪問時に話題の焦点になったと推測したい理由は彼の経済的窮迫状態で説明しうる一方、次の回想記の記述内容でも推定できよう。すなわち、「フランス国王がメッス訪問後、ロレーヌ行幸の際にフランス国王の廷臣は末端の召使にいたるまで歓待された。オッソリンスキが私に語ったところでは、これら全フランス廷臣は饗応に与ったという。それはというと、食卓が一六も用意され、一八万フラン以上の費用も国王に支出されなかったものの、全フランス廷臣は……ロレーヌ公がそれに四、五〇万フランは支出したに違いない、と皆が思ったほど」というのが、それに相当する。これによって、勘定高い彼が宮廷長自らの不時の出費を具体的に知らされ、その捻出の苦労話までを聞かされる羽目になったといえ、出版費用に数倍もするその全面的請求額が却下されたように理解できるからである。彼が、自制するには耐えられない不平不満を『わが所感』で綴り、これを公言できなかったのもこうした事情によったものといえよう。以上の状況説明からも、本書刊行が両者間に存在した交流開始当初からの「諸原則」、つまり経済的契約にも立脚していたことを示唆してくれる。

さらにあげたい論拠は、「二〇年間にわたり、私の著作は芽生え、成育し、伸長し、結実した」と本書の刊行段階で表明されている、彼の回顧的告白である。この「序言」の言葉自体、本書の執筆着手がその渡英直前にあったことを証言しているが、ここでは両者の交流関係を前提に「序言」内容を検討したい。その際に、特に問題視したいものは、その冒頭を飾るラテン語献辞「母なくして生まれた子」*Prolem sine matre creatam* と結びの「ラファエルの作品を前にしたコレッジのごとく、『余もまた画工なり』」にほかならない。その解釈が多義多様に論及されてきた前者は、本書の最終的

刊行決定時のレンチンスキの境遇からしても、敢えて極論すれば「その妻を亡くしたばかりのレンチンスキを父に生誕をみた成果」と解釈されないでもない。そればかりか、両者間で本書成立の由来がリュネヴィルで回想されたとすれば、これまでの立論でモンテスキューが帰国時の三一年にレンチンスキ夫妻との出会いを持った背景も想像でき、故人を共に偲ぶこともできた両者にとりこれ以上の献辞もありえない客観的状況が存在した。また、本書構想・執筆・刊行に寄せた両者の合意的意図を表明し尽くす論理性をも兼備していよう。後者は、特定人物の先駆的業績が本書刊行にとり決定的役割を演じた諸事情を物語っているようである。それらとは、両者の継続的交流を前提にする限り、『王妃マリアへの忠告』はじめ、「真の政治」や草稿段階の『自由の声』など一連のレンチンスキ初期文筆活動の成果であったといえる。彼が、これら原画的「フランス統治論」を描き直したのもこそ『法の精神』にすぎなかった、と告白しているようにも判読できるばかりか、これを否定しうる積極的根拠もないからでもある。

最後に、『自由の声』刊行に先行してレンチンスキが『法の精神』刊行前後に執筆したはずの、「王国行政論」を論拠にしてみたい。その理由は、レンチンスキ念願の画期的「フランス統治論」が『法の精神』に結実しつつあった四七年のモンテスキュー来訪時、彼がその高度な普遍性を評価したものの、その抽象性、曖昧性、複雑性などの限界性を誰よりも鋭く見抜く機会を持ち、早速独自のルイ王太子向け『法の精神』用「解説的副読本」の必要性を痛感し、その具体的成果が本「王国行政論」になったとみなしたいからである。確かに、彼からすれば『法の精神』はたんなる「近代政治学百科」的著作に映じた面があるといえ、これを補強する必要が本論やすでに指摘した著作に加え、この時期に『意志と理性との闘い』*Combat de la volonté et de la raison* (ナンシー、一七四九)、『精神の危機』*Pensées sur les dangers de l'esprit* (刊行地不明、同上)、『道徳の諸題目』*Réflexions sur divers sujets de morale* (同、一七五〇) などをも執筆・刊行させた、といえる。因に、問題の「王国行政論」はこうした観点を裏付けてくれるかのように、前章冒頭部で引用の序言に加えて「政治の大原則は、世界中で共通なり^⑧」と力説しながらも、「お前のフランス政府は我々ポーランドのそれとはなら

の共通性もない」^⑩点を指摘し、特殊「フランス統治論」的立場を強調しているだけではない。アルファベット順に配された具体的留意項目が続くその本文でも、そうした姿勢は一貫してもいる。すなわち、それらは、「買占人・不貞行為・農業・匿名行為・大使・野心・友人・金銭・軍隊・兵器庫・芸術・暗殺者・慈善・権威・弁護士・予備軍・破産・利得・善行・小麦・中傷家・教理問答集・詐欺師・狩猟・訴訟沙汰・学校・征服・浮気女・犯罪人・贈与・不品行・専制政治・負債・不運・離婚・文筆家」までに紙幅の半分が割かれ、「文筆家」に一割強約五頁が充当されている。さらに、「貯蓄・懲戒・寵愛・女性・誠実・財政・戦争・異端派・名譽・偽善・種痘・地方総監・司法・リヨン・行政官・乞食の境遇・大臣・貴族・士官・情念・パリ・権力・哲学者・政治・人口・法規・国民代表・汚職・裁判」と続き、総計六五項目で構成されている。これら選定留意項目とその内容自体からして、『法的精神』とは対極的に個別重点主義的であり、抽象性や曖昧性の余地もなく、その単純明解性は一目瞭然たるものがある。その意味からも本論は、四七年再婚後のルイ王太子向け「帝王学教科書」的「フランス統治論」を『法的精神』で期したレシチンスキが、本書の限界性を克服するべく万全を尽くした人間的心情の所産であるといえ、その「副読本」であったとみなしたい。

その晩年、曾孫ルイ一六世の成育にも傾倒した彼はロックに依拠して舞踏の効用までを「ルイ王太子苑教育論」*Réflexions sur l'éducation et particulièrement sur celle des Princes adressés au Dauphin, père de Louis XVI*^⑪で助言し、フランス宮廷の健全なる未来を夢みた。こうした彼の行動様式をも踏まえ、ルイ王太子生誕直後のモンテスキュー渡英直前の両者の交流開始とそれ以降の継続的交流関係をも検証しえた今、これまでに試みた論証にもとづき以下のような新視点を提起できよう。すなわち、フランス啓蒙思想の黄金期を飾るモンテスキュー『法的精神』もレシチンスキと彼との交流関係による最大の所産とみなせないものか、つまり、ルイ王太子向け「帝王学教科書」的「フランス統治論」を期そうとしたレシチンスキの存在がなければ本書は日の目を見なかったのではないか、というのがそれにはかならない。

⑩ Lechicka, *op. cit.*, I, 75; Robert Shackleton, *Montesquieu*: 4

Critical Biography, Oxford, 1961, p. 180, fn. 2.

② Nの著作に注被書簡が、たゞ『*Œuvres complètes de Montesquieu*, André Masson (ed.), I-II, Paris, 1950-1955』に依拠して、著作活動の年譜を Montesquieu, *Œuvres complètes*, G. Vedel et D. Oster (eds.), Paris, 1964; Shackleton, *op. cit.*, pp. 400-408 を種口譯し編『モンテスキュー研究』白水社、一九八四、巻末の年譜を参照した。

③ E. Maigne, *La mère du Chevalier de Boufflers*, Paris, 1885, p. 125. なお、引用は関ロ「モンテスキューの紀伝に就いて」一〇五頁の年譜を一部改竄。

④ Shackleton, *op. cit.*, pp. 46-67.

⑤ この時機に關しては Rostworowski, *Legendsy...*, p. 21.

⑥ Wyleżyńska, *op. cit.*, I, 63.

⑦ Shackleton, *op. cit.*, pp. 71-73, 314-315 を古賀英三郎『モンテスキュー』講談社(『人類の知的遺産』三九)一九八二、九八—一七六頁参照。

⑧ 執筆年代は J. J. Granpre Molière, *La théorie de la constitution*

anglaise chez Montesquieu, Presse Universitaire de Leyde, 1972, pp. 349-351 に依拠した。

⑨ *Gros woolny...*, p. 6.

⑩ 森原前掲論文、四六頁参照。

⑪ Shackleton, *op. cit.*, pp. 229-238.

⑫ *Ibid.*, p. 180, fn. 2.

⑬ この人物の重要性は、トレンマローヌ(小川晃一・石坂昭雄・荒木俊夫訳)『宗教改革と社会変動』未來社、一九七九、七四頁でも知られる。

⑭ レドネヴォト宮全陣容一覽は d'Ambert, *op. cit.*, pp. 204-205 を詳し。

⑮ 古賀前掲書、一三九—一四二頁参照。

⑯ Proyart, *op. cit.*, II, 200.

⑰ *Ibid.*, p. 201.

⑱ *Ibid.*, pp. 202-238.

⑲ *Ibid.*, pp. 100-138. マン引用箇所は p. 105.

おまけ

モンテスキューは、既出の筆名 *Philosophe bienfaisant*, *Ariste* 以外に *Un Habitant de Dantzic*, *Le Maître à Nancy*, *Un Roy*, *Un Seigneur polonais*, *Der wohlthätige Weltweise*, *Szlachcic* (シチエフタ=貴族) などを使用した^①。これらによる文筆活動は、同時代人に格別の感銘を与えたことであろう。

その晩年、モンテスキューはボルドー一七五四年一月一七日付ソリニヤック宛書簡で「我々は論文では事欠かなかつたが、論文を編集する才能と意欲とを兼ね備えた人物を欠いていた」(Corr. 731)と述懐し、彼を回想した。ヴォルテール

もまた、晩年のフェルネー一七六〇年八月一五日付レンチンスキ宛書簡で「自分が陛下の宮廷で過ごした幸福な日々を、より一層深くより丁寧な感謝の念でいつまでも回想することになりましょう」(Best. D9149)と綴りもした。その『学問芸術論』でレンチンスキを論敵にできたルソーは、「ポーランド王への回答」で「ヨーロッパには、一人の偉大な君主がいます」^②と結び、その翌五二年秋にはフォンテンブローで『村の占い師』をルイ一五世の御前で披露する機会を持っていた。彼もまた、レンチンスキの遺志を継ぐかのように独自の『ポーランド統治論』を執筆したその晩年、これを彼の靈前に捧げる心境にあったといえよう。なお、これまでに触れた以外にロレーヌにレンチンスキ詣でをなしたフランス啓蒙思想家にエルヴェシウス、モルレなどもあった。^③

他方、レンチンスキはその協力者コナルスキを自らの直系的継承者として育成する上で貢献をなしたばかりか、ザウースキ、オラチェフスキ P. Orzechewski、クラシンスキ A. Krasiński などにも西方への窓を開き、ポーランド啓蒙思想の確立・発展を期した。こうして、東洋趣味の漂うリュネヴィル宮や新興文化的中心地ナンシーは東西フィロゾフの知的交流を促進する絶好の場を提供し続けたのはいうまでもない。

これまでの考察・検討自体、たんなる状況説明の域に留まりうる可能性もあろう。また、残る問題にこうしたレンチンスキを起用した北方戦争後のフランス政界の主體的役割を再検討すべき必要性もありうる。それにもかかわらず、レンチンスキを座標軸に据えてポーランド啓蒙思想研究の深化を期す一方、フランス啓蒙思想像の再構成をも意図した立場上、とりあえず本論での論点を整理して以下にそれらを総括することにした。

まず第一点は、ヴォルテールの初期著作、とりわけ『哲学書簡』成立を可能にした背景にレンチンスキの家系的伝統に培われたものと離散ポーランド一六世紀的伝統の介在を検証できただけではない。北方戦争とポーランド継承戦争という国際関係的諸契機のみか、これらの一当事者でもあったレンチンスキと彼との交流関係が無視できない側面も明白にしえた。その意味で、ヴォルテールが客観的に演じた役割に内外二分ポーランド一六世紀的伝統をその正統的継承者レンチン

スキに接合させた点も否定できず、その啓蒙思想家としての原像にオランダとイギリスを経由したポーランド兄弟団（ソツィーニ派）の先駆的フランス拠点の構築者の役割のあることを提起しえた。

第二点は、レンチンスキにヨーロッパ有数の先駆的啓蒙君主の基本的条件を賦与したものに、その家系的伝統と前半生の所業を踏まえて後半生に集中した文筆活動の果たした役割があることを明白にすることができた。これにより、彼はポーランド啓蒙思想の内外二大源流となりうるその一六世紀的伝統の主體的接合を體現したといえる。また、その過程で彼は「ポーランド統治論」たる『自由の声』ばかりか、「黄金の世紀」一六世紀ポーランドの伝統の再興をフランス宮廷に託し、その「フランス統治論」を念願にヴォルテールやモンテスキューにその役割を最大限に演じさせたのではないか、という背景を論証しえたはずである。

第三点として、レンチンスキとモンテスキューの交流関係を重点的に検討した結果、先ずその接触開始時期を彼の渡英直前、つまり二九年秋に特定した。また、両者の交流目的は基本的にはレンチンスキ念願のルイ王太子向け「帝王学教科書」的「フランス統治論」に相当する『法の精神』執筆・刊行であって、『自由の声』に対する副次的協力関係の可能性をも提示できた。こうして、モンテスキューの実像解明にもレンチンスキとの交流関係が無視できない点を指摘せざるをえない。また、両者の交流はレンチンスキとヴォルテールのそれとの延長線上に位置し、さらにレンチンスキはルソーとのそれをも期したといえよう。その意味からも、レンチンスキとフランス三大啓蒙思想家との交流関係は等閑視できず、フランス啓蒙思想における彼の役割は再評価されてよいものがあるであろう。

本論は、以上から黄金期フランス啓蒙思想確立にレンチンスキが演じた役割を無視しては望ましいフランス啓蒙思想像の再構成も期し難い点を論及しただけではない。啓蒙思想研究にとりなお一層の国際関係的視点、東西知的交流を可能にさせた総体的な変革的社會運動の把握、東西ヨーロッパの相對主義的・多中心主義的認識などの必要性も指摘できた。こうした姿勢により、その傳統的構図も修正でき、研究自体の飛躍的發展も可能となりえよう。その点、レンチンスキ研

究をも風化させる過程で隆盛の極にある観のフランス啓蒙思想研究に問題がないでもない。たとえ彼が王権側の人物であったにしても、革命時代に東部辺境ロレーヌ再統合者ルイ一五世像を破壊した革命的ロレーヌ市民までが彼の像を建立した④というから、尚更であろう。その意味で、伝統的なフランス啓蒙思想研究にも、克服されてよいソビエト史学的限界性と同質のものが映じてならない。また、一九世紀フランスでも確立の偏見的「オリエンタリズム」⑤の反映も濃厚というほかない。そうした研究動向に本論がささやかな貢献をなしうるとすれば、望外の栄誉である。

① NK, V, 244.

② *Œuvres complètes de J. J. Rousseau, Nouvelle Edition, avec les notes historiques et critiques de tous les commentateurs*, I-XVII, Paris, 1829-1833, I, 71.

③ Feldman, *op. cit.*, p. 190; Fabre, *op. cit.*, p. 132.

④ 関ロ「スタニスラス一世の紀伝に就いて」一〇六頁。

⑤ エドワード・W・サイード(板垣雄三・杉田英明監修、今沢紀子訳)『オリエンタリズム』平凡社、一九八六、八頁から、彼の死後二世紀にして「ヨーロッパのオリエンタリズム観がもつヘゲモニー」というものがある。

る。それは東洋人の後進性に対するヨーロッパ人の優越を繰り返す主張し、より自律的に、より懐疑的に物事を考えようとする人物が異なる見解をとる可能性を踏みにじってしまうのが常である」という指摘に接し、その特質の一端を知りうる。たとえ「ヨーロッパ」と「ヨーロッパ人」を「フランス」と「フランス人」に、「オリエンタ」と「東洋人」を「東欧」と「スラブ民族に」置き換えても、これは通用するだろう。伝統のあるパリの東洋語学校が、スラヴ研究の中心を荷った歴史的背景を踏まえてのことであるが。

〔付記〕 本論は、関西フランス史研究会第六七回例会(一九八六年四月)での報告にもとづく。その機会を与えていただいた服部春

彦氏と執筆最終段階で助言を受けた森原隆氏に謝意を表したい。

The Establishment and the Premises of the
Law of the *Koden Kanmotsu* 公田官物 Rate

by

Seiji Katsuyama

In this article, the author made efforts to investigate the premises of the establishment of the law of the *koden kanmotsu* rate, which has been understood as a policy response by the court to the appeals against the tyranny by the *kokushi* 国司. It became clear that in the first half of the 11th century, the various taxes that had been included in the *zoeki* 雜役 gradually changed and became proportional to paddy field area, providing the conditions for the overall reform of the tax system, and leading to the establishment of local taxation based on the natural characteristics and productive base of each region. We can summarize the historical significance of the reform of the *kanmotsu* system in the following three points: (1) It restricted arbitrary setting of the tax rate of *kanmotsu* by the *zuryo* 受領. (2) The *kanmotsu* became a separate tax, which led to the annual tax system of the middle ages. (3) A system was established in which the main tribute to the government was uniformly paid by the *kanmotsu*.

French Enlightenment and the Role of
Stanisław Leszczyński

by

Akiyoshi Nakayama

The influence of the West European Enlightenment on Eastern Europe is generally considered to have been overwhelming. This article focuses, however, on the important role of Stanisław Leszczyński (1677-1766; Polish king, 1704-09, 33-36, Duke of Lorraine, 37-66) in the formation of the French Enlightenment, relating to his personal relationships with

the contemporary French philosophers and the French court, and it brings forth the following assertions:

1. The role of the Polish Brethren, a legitimate successor to the Polish traditions of the 16th century and a leading nucleus of the Socinians, is essential to a clear understanding of the development of the English Enlightenment.

2. The early activities of Voltaire were conducted by the pro-Socinian Leszczyński, the then father-in-law of Louis XV. The real proto-image of Voltaire, therefore, was a pioneer in introducing the Polish dispersed traditions through England to Leszczyński, a chief successor to them, and in establishing a French base for the Socinians, namely the Polish Brethren.

3. The fundamental condition for Leszczyński as a forerunner of the enlightened ruler can be attributed mainly to his writing activities during the second half of his long life after his daughter's marriage to Louis XV. In this way, Leszczyński embodied the junction of separate Polish traditions, adopting the English pro-Socinian philosophy of Locke and Newton, and wrote *Głos wolny wolność ubezpieczający* as a guideline to the Polish government and others.

4. Montesquieu's *L'Esprit des lois* was a fruit of his long relationship with Leszczyński after the birth of the French prince, his sole grandson in 1729. This is the very reason why Leszczyński's family relationship with the French court induced Montesquieu to write this book as a guideline to the French government.

5. The influence of the Polish traditions of the 16th century on the French Enlightenment is traceable and undeniable through England by Voltaire and Montesquieu and directly by Leszczyński from Poland. Therefore, in the traditional perspective of the European Enlightenment there is room for modification, and there is a need to emphasize the mutual intellectual interchange between the Western and the Eastern European countries in the Age of Enlightenment.